

## 社団法人日米平和・文化交流協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「当法人」という）は、社団法人日米平和・文化交流協会（旧名称・日米文化振興会）、英語表記は **Japan-U.S. Center for Peace and Cultural Exchange** という。

(所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区におく。

- 2) 当法人は、理事会の決議を経て必要の地に従たる事務所および支部をおくことができる。

(目的)

第3条 当法人は、日米両国の文化の交流を行い日米両国民の親善を図ることを目的とする。

### 第2章 事業

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 日本と米国との文化の交流に関する講演会、懇談会、研究会、セミナー等の開催および参加。
- 2) 米国における諸団体等との連絡・提携による人物交流を目的とした招聘並びに派遣。
- 3) 日本と米国との異文化間のコミュニケーションおよびコミュニケーション能力の促進振興事業。
- 4) 1～3の事業の円滑な推進を図るための調査研究。
- 5) 1～4の日米両国間の諸事業に付帯するその他諸国との交流。
- 6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会 員

### (会員の種類と義務)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 正会員は当法人の目的に賛同する個人および法人とし、次条に定める手続を経て会員資格を取得した上で、入会金を納入した者とする。
- (2) 賛助会員 賛助会員は当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人および法人とし、次条に定める手続により資格を得た者とする。
- (3) 協力会員 協力会員は当法人の目的に賛同し、その活動を支援しようとする個人および法人とし、次条に定める手続により資格を得た者とする。

2 入会金および会費については、第7条に定めるもののほか、必要事項は別途定める。

### (会員の資格)

第6条 会員の資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員として入会しようという個人および法人は、正会員2名および理事2名の推薦を受けて、理事会の承認を得て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- (2) 賛助会員または協力会員として入会しようという個人および法人は、正会員1名および理事1名の推薦を受けて、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

### (会員の資格維持と権利)

第7条 会員は、入会金および年会費を納入しなければならない。

2) 会員の入会金は以下の通りとする。

個人会員 1万円。ただし、当法人の役員および評議員は免除とする。

法人会員 10万円。

- 3) 正会員は、個人・法人の区別なくそれぞれ年会費1口につき1議決権を有する。
- 4) 賛助会員および協力会員は、個人・法人の区別なく議決権を有さない。
- 5) 正会員、賛助会員、協力会員の年会費は以下の通りとする。

個人正会員 1口 5万円 議決権1を有する。ただし、当法人の役員および評議員の場合は、1口 1万2千円 議決権1を有する。

法人正会員 1口 50万円 議決権1を有する。

### (賛助会員)

個人会員 1口 3万円 議決権無し。

法人会員 1口 30万円 議決権無し。

(協力会員)

個人会員 1口 1万円 議決権無し。

法人会員 1口 10万円 議決権無し。

- 6) 従来 of 会員 (平成 17 年 5 月 31 日迄に入会) においては年会費を 1 口 1 万円に据え置くものとする。
- 7) 年会費の支払義務は毎年度最初の日 to 発生する。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅した場合。
- (2) 退会の届出。
- (3) 除名。
- (4) 成年被後見人または被保佐人の宣告をうけたとき。
- (5) 年会費の未納が 2 年以上にわたったとき。

2) 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、また、義務を免れる。

(退会)

第 9 条 退会しようという会員は前条第 1 項 2 号の届出は未履行の義務を履行したのち理由を付した書面をもって各年度の最後の日の 1 ヶ月前までに行わなければならない。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の 2 分の 1 以上の議決を経てその会員を除名することができる。

- (1) 定款で定めた義務を履行しないとき。
  - (2) 総会の議決に反する行為をしたとき。
  - (3) 当法人の名誉を汚し、または当法人の社会的信用を失うような行為のあったとき。
- 2) 前項に基づき除名の為の議決を行う場合、対象となる会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第4章 役員

(役員の種類および数)

第11条 当法人に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 会長代理 1名
- 副 会 長 7名以内
- 理 事 45名以内（会長、会長代理、副会長、理事長、専務理事および常務理事を含む）
- 理 事 長 1名
- 専務理事 1名
- 常務理事 12名以内
- 監 事 3名以内

(役員を選任)

第12条 理事および監事は総会でこれを選任する。

- 2) 理事は、理事会において理事の互選により会長、会長代理、副会長および理事長、専務理事および常務理事を選任する。
- 3) 理事および監事は兼ねることはできない。
- 4) 会長、理事長および専務理事を除く理事および監事は当法人の会員であることを要しない。
- 5) 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なく外務大臣に届けるものとする。
- 6) 監事に異動があったときは、遅滞なく外務大臣に届けるものとする。

(役員職務)

第13条 会長は、当法人の代表として会務を総理する。

- 2) 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 3) 副会長は会長、会長代理を補佐し、会長代理に事故あるとき、または欠けたときは、その互選によって会長代理の職務代行者を選任し、その職務を代行する。
- 4) 理事長は会長、会長代理、副会長を補佐し、当法人の常務を統括する。
- 5) 専務理事は事務局長を兼務することもでき、会長、会長代理、副会長および理事長を補佐し、会務を執行する。また、理事長に事故あるときおよび欠けたときは、その職務を代行する。専務理事は常勤とする。

- 6) 常務理事は当法人の事務局を補佐し、常務執行に関わる事項について補佐する。
- 7) 理事は理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、当法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。
- 8) 監事は民法第 59 条に規定された職務を行う。

(役員任期)

第 14 条 当法人の役員任期は、3 年とする。ただし再選を妨げない。

- 2) 補充または増員のため選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3) 役員は、辞任または任期終了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。
- 4) 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員の 2 分の 1 以上の議決に基づいて解任することができる。その場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第 15 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員には、理事会の定めるところにより報酬を支給することができる。

(名誉会長)

第 16 条 当法人に名誉会長 (1 名) を置くことができる。名誉会長は総会で選任する。

(顧問・相談役および参与)

第 17 条 当法人に顧問、相談役および参与を置くことができる。

- 2) 顧問、相談役および参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3) 顧問、相談役および参与は会長の諮問に応ずる。
- 4) 顧問、相談役および参与の任期は第 14 条第 1 項の規定を準用する。

## 第5章 会議

### (会議の種類)

第18条 当法人の会議は総会および理事会、常務会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

尚、第27条の規定により、評議委員会を別途設置するものとする。

### (会議の構成)

第19条 総会は正会員をもって構成する。

- 2) 理事会は理事をもって構成する。
- 3) 常務会は、会長、会長代理、副会長、理事長、専務理事および常務理事をもって構成する。

### (会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年2回事業年度最後の月および事業年度終了の後2ヶ月以内に開催する。

- 2) 臨時総会は4分の1以上の正会員から請求されたとき、あるいは、理事または監事はその職務を行うため必要と認めたとき開催する。
- 3) 理事会は、毎年2回以上開催するものとし、理事または監事はその職務を行うため必要と認めたとき開催する。
- 4) 常務会は、会長、会長代理、副会長、理事長、専務理事および常務理事がその職務を行うため必要と認めたとき開催する。

### (会議の招集)

第21条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2) 会長は前条第2項、3項または4項に該当する場合は、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。
- 3) 会長は会議を招集するときは日時、場所および目的とする事項を記載した書面をもって会議を構成するものに対し、15日前までに通知しなければならない。

### (会議の議長)

第22条 会議の議長は会長がこれにあたる。ただし、臨時総会の場合にあつては、その会議に出席したもののうちから、これを選任する。

(会議の議事)

第 23 条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算。
  - (2) 事業報告および収支計算。
  - (3) 定款の変更。
  - (4) 主たる事務所および従たる事務所の移転並びに設置、廃止。
  - (5) 第 4 条に定めた事業に関する部会の設置。
  - (6) 長期借入金または権利の放棄、義務の負担。
  - (7) 解散および残余財産の処分。
  - (8) その他、本定款に定めてある事項。
- 2) 理事会は次の事項を審議、決定する。
- (1) 本定款に定めてある事項。
  - (2) その他、会務の執行に関する重要事項。
- 3) 常務会は、理事会から委任された事項および緊急に処理すべき事項を議決する。常務会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の議決権)

第 24 条 正会員の総会における議決権は、第 7 条の規定により、定められる。

- 2) 法人正会員については、議決権を行使する者の氏名・所属を正会員資格取得の日から 1 ヶ月以内に書面によって届け出なければならない。
- 3) 総会に出席できない正会員は、書面により当法人の他の正会員を代理人として票決を委任することができる。この場合にその議決権を行使する正会員は、総会に出席したものとみなす。

(会議の成立)

第 25 条 総会にあつては正会員の半数、理事会・常務会にあつてはその構成員の 9 分の 5 以上の出席により成立する。

- 2) やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合、前項及び第 26 条の適用については出席したものとみなす。

(議事の成立)

第 26 条 本定款に規定するもののほか、会議の議事は、総会にあつては出席正会員の、理事会にあつてはその出席構成員の過半数の同意をもってこれを決する。ただし可否同数のときは議長の決するところによる

(評議委員会)

第 27 条 当法人の健全な運営の為、評議委員会を設置する。

- 2) 評議委員は 5 名とし、学識経験者、ジャーナリスト等適切な者で構成し、総会で選任する。
- 3) 評議委員会の議長は、評議委員において互選する。
- 4) 評議委員会の開催は年 1 回とし、各事業年度の開始後、通常総会の開催の前に開催しなければならない。
- 5) 評議委員会では、当法人の経営等に関する事項を討議・提言し、その内容については専務理事より通常総会で報告しなければならない。
- 6) 前各項に定めるもののほか、評議委員会の運営に関し必要な事項は、総会で定める。

(会議の議事録)

第 28 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録には議長および当該会議において指名された議事録署名人(総会にあつては出席会員、理事会・常務会にあつては出席構成員、評議委員会においては出席評議委員) 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 総会にあつては出席会員の数、理事会・常務会にあつては出席構成員、評議委員会においては出席評議委員の数。
- (3) 総会にあつては出席会員の氏名、理事会・常務会にあつては出席構成員、評議委員会においては出席評議委員の氏名。
- (4) 議事の経過の要領およびその結果。
- (5) 議事録署名人の氏名に関する事項。

## 第6章 資産および会計

### (資産)

第29条 当法人の資産は次に掲げるものからなる。

- (1) この法人設立当初、日米文化振興会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄付金
- (7) その他

### (基本財産および運用財産)

第30条 当法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 2) 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来、基本財産に編入される資産で構成する。
- 3) 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4) 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。
- 5) 当法人の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

### (入会金および年会費)

第31条 入会金および年会費に関する手続的、技術的事項は理事会においてこれを定める。

### (事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

### (事業計画および収支予算)

第33条 事業計画および収支予算については以下のとおり定めるものとする。

- 1) 当法人の事業計画および収支予算等は、次の事業年度開始前に理事会の議決を経て理事長および専務理事がこれを作成し、監事の監査を経た後その意見書と共に総会に提出し、承認を求めなければならない。
- 2) 前項の承認においては、出席した正会員の2分の1以上の議決を得なければならない。また、承認された事業計画および収支予算等については、毎事業年度開始前に外務大臣に届け出なければならない。  
尚、変更等がある場合には同様の手続きにて行うものとする。

- 3) 第 20 条第 1 項および前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度最後の月に総会が開催できず次年度の予算が成立しないときは、会長は理事会の定めるところにより、前事業年度の例により、収支に関する権限を執行することができる。

(事業報告および収支計算)

第 34 条 事業報告および収支計算については以下のとおり定めるものとする。

- 1) 当法人の事業報告および収支計算等は、当該事業年度終了後、2 ヶ月以内に理事会の同意を得て理事長および専務理事がこれを作成し、監事の監査を経た後その意見書と共に総会に提出し、承認を求めなければならない。
- 2) 前項の承認においては、出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を得なければならない。また承認された事業報告および収支計算等については、その事業年度終了 3 ヶ月以内に外務大臣に届けなければならない。  
この場合において、資産の総額に変更があったときは 2 週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて外務大臣に届けるものとする。
- 3) 第一項の収支計算において、剰余金を生じ繰越した不足金があるときはその補てんに充て、なお剰余金があるときは総会の議決を経て、翌事業年度に繰越すものとする。

## 第 7 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 35 条 本定款の変更は、総会において正会員総数の 5 分の 3 以上の同意を得、かつ、外務大臣の認可を得なければならない。

(解散)

第 36 条 当法人が総会の決議により解散しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 37 条 当法人の残余財産は総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ外務大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(事務局)

第38条 事務局の業務・役割については以下のとおりとする。なお、会長は専任の事務局長を任免することができる。

- 1) 当法人の事務を処理するため事務局を設け、常勤する役員および所要の職員を置く。
- 2) 事務局は専務理事及び事務局長がこれを統括、運営する。
- 3) 職員は、専務理事及び事務局長との協議を経て理事長が任免する。
- 4) 職員の給与等については理事会で定める。
- 5) その他、事務局および職員に関する必要な事項について事務局規定を設け、専務理事及び事務局長と協議の上理事会の議決を経て理事長がこれを定める。
- 6) 定款、役員・社員名簿、事業計画、財務諸表を主たる事務所に備え、会員及び理事等の閲覧に供する。また、定款、役員名簿（氏名、常勤・非常勤の別、国家公務員出身者の場合にはその最終官職）、事業報告・計画、財務諸表等基礎的情報等についてはホームページ上にて掲載する。

(定款の実施要領)

第39条 本定款の実施に関して必要な事項は本定款に特に定めてある場合のほか、理事長は専務理事と協議の上理事会の議決を経て別に定める。

### 付 則

- 1 従来、日米文化振興会に属した会員および財産その他の一切の権利義務は当法人で承継する。
- 2 この法人設立当初の理事および監事は、次の通りである。

理 事 (会 長)	笠 井 重 治
同	船 田 中
同	中 村 梅 吉
同	高 瀬 伝
同	木 内 四 郎
同	植 竹 春 彦
同	エ ー バ ー リ ッ ジ
同 (副会長)	山 形 清
同	安 藤 六
同	赤 尾 好 夫
同	岩 垂 亨

理 事		尾 川 武 夫
同		市 村 清
同		大 木 金 次 郎
同		小 野 威
同		瀬 川 美 能 留
同		山 岡 莊 八
同		藤 野 庄 蔵
同		山 岡 憲 一
同		吉 川 清 一
同	(専務理事)	吉 本 与 志 雄
同		田 代 茂 樹
同		大 菅 一 郎
同		田 原 敏 弘
同		木 舍 幾 三 郎
同		小 田 光 次
同		小 畑 啓 造
同		杉 野 喜 一 郎
同		松 平 勇 雄
同		鎌 田 章 平
同		ケ ネ ス ロー イ ド コール
監 事		尾 関 一 夫
同		千 正 清 夫

付 則

(平成 21 年 1 月 30 日)

本定款の規定は、主務大臣の認可を受けた日から実施するものとする。

以上